

第7回 高瀬川流域治水協議会及び
第10回 高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会

日 時：令和6年2月20日（火）13：30～15：30
場 所：対面（高瀬川河川事務所会議室）及びWEB会議（Teams）

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- 1) 規約の修正（担当課の名称変更）
- 2) 特定都市河川指定に向けたロードマップの公表について
- 3) 流域治水プロジェクト2.0について
- 4) 流域治水推進に向けた自分事化行動計画について
- 5) 小川原湖の水環境について
- 6) 情報提供
 - ・ 要配慮者利用施設における避難の実効性確保等に関する市町村職員向け研修会
 - ・ ワンコイン浸水センサ
 - ・ 小川原湖プロジェクトについて（東北町）

4. 閉会

高瀬川流域治水協議会 規約 (改定)

○組織改正に伴う幹事会構成員の変更

【改定箇所新旧対比表】

現 行	改 定 (案)
別表2 (幹事会委員) 東北町 下水道課長	別表2 (幹事会委員) 【変更】 東北町 上下水道課長

高瀬川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「高瀬川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、高瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系川高瀬川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 高瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、高瀬川河川事務所及び青森県が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。

令和2年11月20日改定

令和3年2月17日改定

令和3年9月14日一部改定

令和5年2月15日一部改定

令和6年2月 日一部改定

高瀬川流域治水協議会委員

- (委員) 十和田市長
三沢市長
七戸町長
六戸町長
東北町長
六ヶ所村長
青森県 県土整備部長
青森県 危機管理局長
青森県 農林水産部長
青森地方気象台長
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長
東北森林管理局 三八上北森林管理署長
森林整備センター 東北北海道整備局長
国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所
青森県 県土整備部 河川砂防課

高瀬川流域治水協議会幹事会委員

(委員)	十和田市	総務課防災危機管理室長
	十和田市	農林畜産課長
	十和田市	土木課長
	十和田市	都市整備建築課長
	十和田市	下水道課長
	三沢市	防災管理課長
	三沢市	農政水産課長
	三沢市	土木課長
	三沢市	都市整備課長
	三沢市	建築住宅課長
	三沢市	下水道課長
	七戸町	総務課長
	七戸町	農林課長
	七戸町	建設課長
	七戸町	企画調整課長
	七戸町	上下水道課長
	六戸町	総務課長
	六戸町	農政課長
	六戸町	建設下水道課長
	東北町	総務課長
	東北町	農林水産課長
	東北町	建設課長
	東北町	企画課長
	東北町	上下水道課長
	六ヶ所村	原子力対策課長
	六ヶ所村	農林水産課長
	六ヶ所村	建設課長
	六ヶ所村	政策推進課長
	六ヶ所村	上下水道課長
	青森県	県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループGM
	青森県	危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループGM
	青森県	農林水産部 農村整備課 計画審査グループGM
	青森県	農林水産部 林政課 治山・林道グループGM
	青森地方气象台	観測予報管理官
	東北農政局	北奥羽土地改良調査管理事務所 企画課長
	東北森林管理局	三八上北森林管理署 森林技術指導官
	森林整備センター	東北北海道整備局 青森水源林整備事務所長

国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 副所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所
青森県 県土整備部 河川砂防課

高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10の規定に基づく大規模氾濫減災協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」）という。

(目的)

第3条 協議会は平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、高瀬川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会に報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、高瀬川河川事務所及び青森県河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月13日から施行する。

平成28年7月29日改定

平成29年7月3日改定

平成30年6月11日改定

高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会委員

- (委員)
- 十和田市長
 - 三沢市長
 - 七戸町長
 - 六戸町長
 - 東北町長
 - 六ヶ所村長
 - 青森県知事
 - 青森県 県土整備部長
 - 青森県 危機管理局長
 - 青森地方気象台長
 - 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所長
- (事務局)
- 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所
 - 青森県 県土整備部 河川砂防課

高瀬川大規模氾濫時の減災対策幹事会委員

- (委員) 十和田市 総務課防災危機管理室長
三沢市 防災管理課長
七戸町 総務課長
六戸町 総務課長
東北町 総務課長
六ヶ所村 原子力対策課長
青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループGM
青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループGM
青森地方气象台 観測予報管理官
国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所
青森県 県土整備部 河川砂防課

第7回 高瀬川流域治水協議会及び
第10回高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会

出席者名簿

	氏名	備考	参加方法
十和田市長	小山田 久	総務課防災危機管理室 室長 山田 渉(代理出席)	WEB
三沢市長	小檜山 吉紀	防災管理課 課長 田代 史磨(代理出席)	対面
七戸町長	小又 勉		WEB
六戸町長	佐藤 陽大	総務課 課長 館 泰之(代理出席)	WEB
東北町長	長久保 耕治		WEB
六ヶ所村長	戸田 衛	上下水道課 課長心得 寺沢 秀哉(代理出席)	対面
青森県知事	宮下 宗一郎	県土整備部 理事 古市 秀徳(代理出席)	WEB
青森県 県土整備部長	永澤 親兼	県土整備部 理事 古市 秀徳(代理出席)	WEB
青森県 危機管理局長	坂本 敏昭	危機管理局 次長 山上 良一(代理出席)	WEB
青森県 農林水産部長	赤平 次郎	農林水産部 次長 及川 正顕(代理出席)	WEB
気象庁 青森地方気象台長	島津 勝也		WEB
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長	石岡 正一	欠席	×
林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署長	大倉 正彦	欠席	×
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局長	石垣 浩司	青森水源林整備事務所 所長 井上 智之(代理出席)	WEB
国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所長	清水野 豊		対面